

◇南沢五丁目地区地区計画（近隣商業地区を除く）工事完了後の増改築などについて◇

工事完了後に建築物について増改築など次のような一定の行為を行う場合は、再度、地区計画の届出をする必要があります。

【届出が必要となる主な行為の例】

◆ 建築物を増改築する

◆ 敷地内に物置やカーポートを設置する

⇒プレハブ製の物置や、カーポート（屋根付きの車庫）も「建築物（工作物）」と定義され、原則届出が必要になります。

新しく設置する場合は
届出が必要です

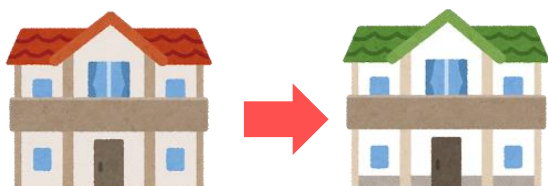


◆ 道路側に塀、フェンス等を設置または交換する（中高層住宅地区）

⇒設置する塀、フェンス等の構造、高さ、色彩について審査する必要があるため、届出が必要になります。

◆ 建築物の外壁や屋根をこれまでと異なる色にする

⇒その行為が周辺環境と調和したものであるか審査する必要があるため、届出が必要になります。なお、同じ色に塗り替えるなど、変更が生じないものについては、届出をする必要はありません。



色を変える場合は
届出が必要です。

◆ 立て看板や壁面広告等の屋外広告物を設置する

⇒表示面積が1㎡を超えるもの等については、その行為が周辺環境と調和したものであるか審査する必要があるため、原則、届出が必要になります。

一定規模を超える屋外広告物を
設置する場合は届出が必要です



【その他】

緑化の基準があります。現在植栽されている樹木の維持・管理につとめるよう、お願いします。

※ これはあくまで一例です。詳細は、都市計画課土地利用計画担当（☎042-470-7782）までお問い合わせください。